

天明期騒擾における特異性

—背景及び施行対応を通して—

鷺 見 敦 子

はじめに

近世江戸時代における天明期、天明元年（一七八一）から天明八年（一七八八）は、気候不順を主な原因とする安永九年（一七八〇）からの連続的凶作により、米価高騰、江戸への廻米の集中といった問題が発生し、天明三年七月には浅間山噴火^①といった単発での大災害が起きた事も影響して、徳川幕府治世下の中でも多数の打ちこわし・一揆・強訴といった騒擾が発生した時期とされている。特に天明三年（一七八三）・七年（一七八七）には、件数の多さだけでなく、幕府藤元である江戸・大坂・京都という三大都市で連鎖的に打ちこわしが発生するという事態に陥った。

三大都市での都市騒擾の発生という点に関しては、田沼意次政権から松平定信の寛政改革政権への交代を決定的にした政治的意義を持つものであるという意味でも従来から注目されてきた点であり、天明の打ちこわし^②、特に七年時の五月二十日から発生した江戸打ちこわしに関してには既に多くの先行研究が存在する。

例としては、天明七年における江戸打ちこわしの闘争主体がどの様な存在であったのかについて分析し、その主体が「江戸出生の大量の都市下層民」と「天明期以前から農村を離脱した農村出身下層民」という二つの出自を持つ都市の下層構築層であると考察した山田忠雄氏³、飢饉時における民間施行者である「有徳之者」に着目し、その中でも、江戸・大坂・京都の三都に店を構え、奉公人・出入・町・抱屋敷といった複数の施行対象を持つ三井両替店を対象として、三都の傾向とその施行状況の詳細な分析を行った吉田伸之氏⁴、京都・大坂での民間による施行内容についてまとめられた史料『仁風一覽』の存在に着目し、分析の結果、大坂は町区切り、京都は寺院による施行が多いという特徴や、百両以上の高額な施行を実施した複数の大商人の存在について指摘し、施行形態、都市構造的にも享保期が一つの変革期であると結論づけた北原糸子氏⁵、三井大坂両替店の記録から大坂及び江戸打ちこわしの派生状況について分析し、一方で加賀藩士の記録からも江戸打ちこわしについて分析することで、打ちこわしの主原因である米価高騰に関して為政者側と民衆側に認識の違いがあった点を指摘し、その点が打ちこわし拡大原因のひとつとなったという見解を示した岩田浩太郎氏⁶の研究等を主な先行研究例として挙げるができる。

しかしこれらの先行研究を踏まえての問題点として、天明期の大坂打ちこわしに関してはその具体的な打ちこわし展開と、それに伴った施行状況を分析するための一次史料として三井両替店が記録した三井文庫所蔵史料を使用している考察が中心となっており、史料の使用・分析状況の偏りが見られる事から分析が面的なものとなってしまう点が指摘できる。

これには三井文庫所蔵のまとまった記録以外は、概略的な歴史史料である『大坂市史』『大阪編年史』との比較分析を行いつつ記述の整合性を確認する事が主となってしまう点、施行という方面から分析を行うにしても、他の商人日記等からも天明期におけるまとまった施行記録が確認できない状況であることが影響しているのだと考えられる。

また北原氏が先行研究で使用し、詳細分析を行った享保期の民間施行記録である『仁風一覽』は、施行状況を分析する上で非常に重要な史料となりうるものだが、同じく飢饉が発生し、施行が必要だった時期だと考えられる天保期、慶応期にはそれぞれ『仁風便覽』『仁風集覽』として享保期同様施行記録がなされているのに対し、天明期には「仁風」の名が付けられた施行記録⁷は発行されていない。

打ちこわしは多数発生しているにも関わらず、享保・天保期と比べて天明期の民間による施行記録が少ないのはどのような背景があるのか。その点について他時期と比較を行った先行研究は無く、天明期のみを見ても「施行記録の少ない時期」という捉え方をしている研究は見当たらない。また「仁風」の名が付けられた書物の先行研究に関しても、上記の北原氏や、京都に地域を限定して『仁風一覽』の考察を行っている小林丈広氏などがあくまで各時代個別の分析を行うのに留まっており、他時代との比較からその存在意義について見解を示した研究は未発展と言っている。三井両替店による詳細な記録の存在、そしてその施行記録が別途に記録されるようになったのが天明七年時であったことから、天明期はそれに比例した規模の民間施行が行われた時期であるとこれまでは一般的に捉えられがちだったが、他時代と比較して史料の現存が乏しいという状況を考えた場合、そこには天明期は実際にそれほど施行を必要としていたのか、また実行された時期だったのかという根本的な疑問が浮上してくる。

そこで本稿では、上記で述べた問題関心を踏まえながら、まず天明期が具体的にどのような特異性を持つ時代だったのか、また「打ちこわし件数が多い」という点に関しては数値的にどう現れるのか。この二点を考察するために、特に天明三年・七年時に限定して打ちこわし状況の概要について分析を行い、可能な限りで数値化を行う。次に地域を大坂に限定した上で両時期の打ちこわし・施行状況について触れる。ここでは前述した三井文庫史料所蔵史料を用い、天明大坂打ちこわしの詳細実態をもう一度確認し、分析しなおす事が目的である。その分析を踏まえた上で、他時期との比

較という視点から天明期を見直すため、京都女子大学史学会『史窓』第七十五号（二〇一七年）において研究ノートとして発表した自稿「天保大坂における施行とその背景―『仁風便覧』版行経緯における分析―」も改めて参照し、両視点から分析することで、『仁風便覧』発行の目的について探り、そこから何故天明期には「仁風」本が発行されなかったのかという点について考察を行う。

これらの過程を踏まえて、天明期の打ちこわしと施行について、先行研究とは異なった見方からその位置づけを行い、天明期の施行における特異性について推論を立てる事を本稿の主目的としたい。

第一章 『百姓一揆史料集成』から見る天明期打ちこわし状況

1 天明年間の打ちこわし推移

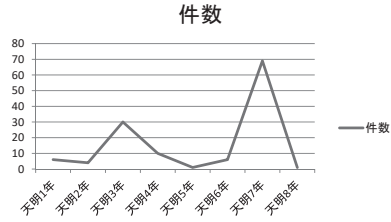
徳川幕府治世時期における騒擾記録をまとめた史料としては、その代表として『百姓一揆史料集成』の存在を挙げる事ができる。この史料は家康の関東移転をみた天正十八年（一五九〇）を上限に、徳川政権最後の年である慶應三年（二八六七）を下限として、その間二六八年間に起きた全国の百姓一揆・村方騒動・小作騒動・都市騒擾・国訴関係とあった、一般的に騒擾と定義される事例を全国的に網羅した史料である。本章では天明三年・七年時を中心に、実際とだけだけの件数の打ちこわしが生きていたのかという点を数値で捉えておくために、記載された事例の内本文中に「打ちこわし」「打毀し」「打ち潰し」と明記されている事例を打ちこわし件数として数えなおした。⁽¹⁰⁾ その前提を踏まえた上で、天明年間（二七八―二七八八）における打ちこわし件数の推移をまとめたものが表1である。⁽¹¹⁾

上記条件の元で総計した結果、天明年間における打ちこわしの事例は一二七件を確認する事ができ、内、天明三年

表1 天明年間打毀し発生推移

年	件数
天明1年	6
天明2年	4
天明3年	30
天明4年	10
天明5年	1
天明6年	6
天明7年	69
天明8年	1
合計	127

参照 百姓一揆資料集成5巻・6巻



は三十件、七年は六十九件の打ちこわし発生が確認できた。この二年の件数だけで天明年間全体の打ちこわし発生件数の七七・九%を占めている事が分かり、天明年間が打ちこわしの多い時期だと一般的にも定義されているのは、この二年間における集中的な発生が要因の一つであると言えるだろう。では、天明三年・七年内の具体的な状況はどのようなものであったのか。その点を次節から検証していく。

2 天明三年時の状況

時期を天明三年（一七八三）に限定し、地域別発生件数と月別発生件数ごとにまとめたのが、表2・表3である⁽¹²⁾。地域別発生件数に関しては地域を東北・関東・中部・近畿・中国・四国・九州の七地域に分け、月別発生件数に関しては一月から十二月に区分を行い、発生月日の不明な事例に関しては「月日不詳」として、別枠で記載した。

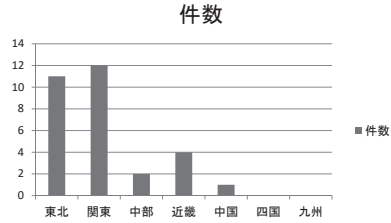
まず地域別発生件数の方から確認していくと、天明三年時における全国での発生件数三十件の内、東北地方が十一件、関東地方が十二件と、この二地域で突出して多くの打ちこわしが発生しており、全体の七六・六%を占めている。

また月別発生件数の視点から見ると、七月から十二月にかけて約半年間に渡って連続的に打ちこわしが発生していた状況であった事がわかり、天明三年時における大きな特徴であると言えるだろう。

この地域別・月別での傾向を生んだ背景とは何だったのか。まず七月から連続して打ちこわしが発生するようになったのには、二つの原因が考えられる。第一に、七月という時期が一般的に米の収穫期に当たるといふ点である。そのた

表2 天明三年地域別発生件数

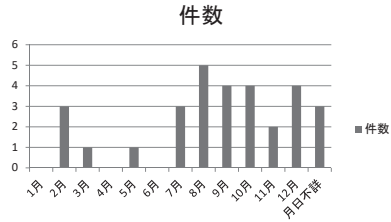
地域	件数
東北	11
関東	12
中部	2
近畿	4
中国	1
四国	0
九州	0
合計	30



参照 百姓一揆史料集成5巻・6巻

表3 天明三年月別発生件数

月	件数
1月	0
2月	3
3月	1
4月	0
5月	1
6月	0
7月	3
8月	5
9月	4
10月	4
11月	2
12月	4
月日不詳	3
年間	30



参照 百姓一揆史料集成5巻・6巻

つととなったのだと考えられる。関東での打ちこわし件数の多さは、特にこの浅間山噴火という災害が地理的要因からも強く影響した結果、招いたものだとと言えるだろう。

東北での発生件数が多いのは、気候不順による不作の他に、藩の政策による江戸への廻米の集中政策が大きな要因になっていた点を指摘しておきたい。七月二十日に起きた陸奥津軽郡弘前領の町民が、米価騰貴を理由に米屋打ちこわし

め、七月になればその年が豊作であるか不作であるかという点がはっきりしてくるとも言い換える事ができ、それに伴ってその後米価が高騰するか否かという点も推察できるようになってくる。実際の米価高騰についての動きに関しては、参考として兵庫・京都・大坂の米・麦に関する値段表を作成した。¹³⁾(表4・表5・表6参照)いずれの地域でも、天明三年秋には米の値上がりが起きている事がはっきりと確認できる。また第二の点として、天明三年時においては七月六日に浅間山噴火という大災害が発生しており、この浅間山噴火が関東地方を中心とした降灰の被害と、全体的な社会情勢に不安定さを与え、七月からの打ちこわし多発の要因の一

表4 米・大麦価格推移（兵庫）

年	米	大麦
天明元	50	28.5
天明2	58.75	34.5
天明3	82	62.75
天明4	117.5	97
天明5	66.25	53
天明6	63.75	66
天明7	127.5	107.5
天明8	66.5	

参考文献 「近世の市場経済と地域差—物価史からの接近—」 草野正裕

（出所『御月見日記』兵庫県加古郡播磨町大中播磨町郷土資料館所蔵）

※単位は一石に付銀匁

表5 天明期米・麦値段推移（大坂）

年	月	肥後米	大麦	小麦
天明元	2	44.4	25	37.5
	9	57.7	27	41.5
天明2	2	56.9	31.6	41.5
	9	70	39	53
天明3	2	78.8	50	59.5
	9	88.6	49.6	66.6
天明4	2	105.3	68.5	92
	9	79	35	60.5
天明5	2	66.6	47.5	84
	9	64.8	21	48.8
天明6	2	56.5	35	57
	9	84	48	66.5
天明7	2	109.6	45	63
	9	74	135	129
天明8	2	71.3	99	94.2
	9	71	40	61.9

参考文献 「近世後期における主要物価の動態」内「従天明元丑年諸相場控」より作成

※単位は一石に付銀匁

表6 天明期米値段推移（京都）

年	季	米
天明元	春	58.5
	秋	70.8
天明2	春	77.3
	秋	91.6
天明3	春	98.3
	秋	103.2
天明4	春	111.2
	秋	96.8
天明5	春	80.7
	秋	78.2
天明6	春	70
	秋	103.9
天明7	春	167.9
	秋	133.6
天明8	春	85.5
	秋	90

参考文献 越後屋呉服店『小遣目録』より

※単位は一石に付銀匁

理由には地域によって異なる点がある。

事が、民衆の大きな不満に結びついていた事が伺える。関東が災害面に強く影響された事によって多数の打ちこわしを生んでいたのに対し、東北の被害を広げ、打ちこわしの多発を招いたのは、冷害を主とした災害面と、藩側の政策と民衆側の要求の乖離による人災面という両面が強く影響を与えていたのだとみる事ができ、同じ打ちこわし発生でもその理由には地域によって異なる点がある。

この一例を見ても、米の量が満足な量でないのにも関わらず藩と御用商人は江戸への廻米政策を積極的に行っていた事が、民衆の大きな不満に結びついていた事が伺える。関東が災害面に強く影響された事によって多数の打ちこわしを生んでいたのに対し、東北の被害を広げ、打ちこわしの多発を招いたのは、冷害を主とした災害面と、藩側の政策と民衆側の要求の乖離による人災面という両面が強く影響を与えていたのだとみる事ができ、同じ打ちこわし発生でもその理由には地域によって異なる点がある。

「一、此度御廻船へ積入候御米引上、来三月迄苞升四合宛ニ御売払被下度奉願候、以上」と記された項目があり、また同時に江戸御用商人である大谷才人という人物が藩と組んで盛んに江戸への廻米を行っているので、「万民逆も助り間敷」と民衆が困窮を訴える記述も記載されている¹⁵。

また発生件数という数値だけ見れば、東北と関東では一件しか差がないが、東北の事例では「商米無之餓死二及」¹⁶「今年諸国一統之飢饉故、皆餓死せしと也」¹⁷といった米不足による餓死者の存在という深刻な被害状況を表す記述が見られるのに対し、関東事例では餓死者の記述は見られない。この点も地域による相違点の一つとして指摘しておきたい。これは同じ「打ちこわし」が発生する事例でも、そこに至るまでの被害の深刻度には差があるのだという事を示すものであり、数値だけで打ちこわしの発生状況を語るのは一面的すぎるといふ点を考慮しておく必要があるだろう。

3 天明七年時の状況

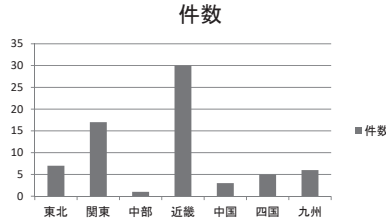
三年時と同じく、地域別・月別に分析をしたものが表7・表8である。天明七年時に発生した六十九件の打ちこわし件数の内、地域別発生件数から見ると、関東が十七件、近畿が三十件の二地方で多発しているのが特徴であり、全体の六八・一%を占めている。

また月別発生件数で見ると、五・六月という二か月間にほとんどの打ちこわしが集中発生し、特に五月は四十二件と全体の六〇・八%にも及ぶ打ちこわしが生じている。

この打ちこわし発生時期の偏りの背景は何なのか。打ちこわしが発生し始めた五月は元々収穫期前で、一年の内最も米が不足している時期である上、天明七年は前年が殊に気候不順であった事¹⁸もあって、米のみならず補助作物である麦も不熟であった事が米価高騰のみならず物価高騰も引き起こし、打ちこわしの拡大を招いた原因となつたと考えられる。前述の表4・5・6を見ても、天明七年に米が値上がりすると麦も同様に値が上がることもから、民衆にとつては非常に苦しい物価状況であった事が伺える。加えて七年時の打ちこわしは、五月十日の摂津木津村で打ちこわしが起きた事を初めに、一般に大坂打ちこわしの発端と言われている天満伊勢町茶屋吉右衛門宅の打ちこわしを経て、関西全

表7 天明七年地域別発生件数

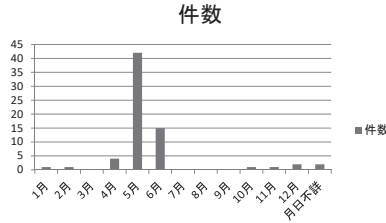
地域	件数
東北	7
関東	17
中部	1
近畿	30
中国	3
四国	5
九州	6
合計	69



参照 百姓一揆史料集成 5巻・6巻

表8 天明七年月別発生件数

月	件数
1月	1
2月	1
3月	0
4月	4
5月	42
6月	15
7月	0
8月	0
9月	0
10月	1
11月	1
12月	2
月日不詳	2
合計	69



参照 百姓一揆史料集成 5巻・6巻

土での打ちこわしが六月末まで続き、最終的には関東方面にまで伝播して五月二十日の江戸打ちこわしへと波及していったというのが特徴的な流れである。幕臣である森山孝盛も、自身の日記に天明七年六月の状況に対して記述を行っており、「芸州広島二而も去月頃より米屋を打崩す、京・大坂・江戸・山田等一同也、同時之諸国騒動之段不審と云々」とその規模に対する驚きを表現している。七年時の打ちこわしに関しては、幕領・大名領に関係なく発生しているが、

概して幕府直轄都市と大藩の城下町、及び主要港町に起きており、この点に関しては、打ちこわしが商品流通と深い関係にあったことを物語っている。全国的な米麦の不足を受けてまず大坂市場に物資が集中し、そのため大坂側は徐々に物価の値が安定した事で落ち着きを見せたものの、今度は物資の偏りが江戸にも影響を与えるに至って、遅れて打ちこわしが発生したのではないかと考えられる。

しかし七年時は、発生件数こそ多いものにか月という短期間で集中的に発生しているのがその特徴となっており、この点が三年時との最大の違いとなっている。この理由としては打ちこわしが落ち着いたのち、天明七年の秋になっ

て、全国的に大変な豊作に恵まれた事が挙げられるだろう。実際、翌天明八年には米・麦共に急激な値下がりを見せており、(表4・5・6参照) 米麦が安定して供給されるようになった事が見える。豊作を受けてその情報が徐々に広まり、米価値下がり予想をすることが可能になったため、打ちこわし自体も長期間に及ばずに収束する形を見せたのだろうというのが七年時打ちこわし短期収束の推論である。

第二章 天明期大坂の打ちこわし状況

前章では天明年間、特に三年・七年時に重点を置いて全国的な打ちこわし状況の分析を行い、それぞれの特徴について分析したが、本章では三大都市における打ちこわし発生の契機となった大坂に焦点を置き、天明三年(一七八三)二月の打ちこわし、天明七年(一七八七)五月の大坂打ちこわしとそれに伴って実施された三井大坂両替店による施行についてそれぞれ検討を行い、より詳細な打ちこわしと施行実態の分析を行う。

三井大坂両替店は、平時においても京都、江戸それぞれの両替店と密接に連絡を取り合う事で、各店の営業状況のみならず、社会情勢・風聞等の情報についても詳細に入手していた。そのため、当然天明三年・七年の打ちこわしに際しても、各店では頻繁に報告が行われ、情報の種類によって個別に書き留められた史料が現存している。日ごとの営業上の事例を記録した『日記録』、抱屋敷に関する諸文書を記録した『永禄』、特に重大な事件の風聞を記録した『聞書』、その他種類の文書を記録した『後鑑』、町触等を記録した『御触帳』などがその代表的な記録とされている。

概略的に打ちこわし状況を記録した『大坂市史』『大阪編年史』と、前述の三井両替店記録を中心に使用する事で、天明期の大坂打ちこわしの実態がどの様なものであったのかという点について、改めて検討していきたい。

1 天明三年時の状況

天明三年の大坂打ちこわしの発端となったのは、二月一日、玉水町の加嶋屋久右衛門宅が打ちこわしにあった事件である。⁽²¹⁾この事件が記録された『日記録』同日の条には、「但委細後鑑ニ記有之候事」とも記されており、この事件に関する記録は、主にこの『後鑑』内にまとめられ、具体的には、二月二日と十三日に大坂両替店から京都・江戸両替店に報告された打ちこわし事件の記録がその主な内容となっている。三井両替店は二日朝に、店の者に加嶋屋を見分させ報告をさせており、その詳細を『聞書後鑑』として別途に記述したものである。⁽²²⁾

それによると、米商である加嶋屋久右衛門宅が打ちこわしにあった背景には、米価高騰、綿不足による玉造部の家業不振が存在していた事、⁽²³⁾具体的な打ちこわしまでの流れとしてはまず橋々門々に張札による打ちこわし予告がなされ、加嶋屋門前へ童が集合し、加嶋屋への飛礫が発生して、群集が形成され、最終的に打ちこわしに至ったという一連の動きが記されている。この流れ、特に群集形成の役割を担ったとされる童の存在は、天保期の随筆集である『撰陽奇観』内でも記されている事から、⁽²⁴⁾天明三年打ちこわしの発生過程として特徴的なものであると認識されていたといえるだろう。また打ちこわしの際、加嶋屋側の手代・中仕らが対抗したものの撃退され、町内の通報によって役人が到着した事で事態が沈静化したことも判明する。

加嶋屋打ちこわしの際、堂嶋新地一丁目の松安庄右衛門宅も打ちこわし対象となっていた事が記述されているが、松安に対しての打ちこわしは、警備が嚴重になされていたために未遂に終わった。この松安が狙われた理由としては、松安が「搗米屋株取メ」を許可されており、⁽²⁵⁾搗米屋達から「株料取立」を行っていたことに「恨ミ」が有ったのだという風聞が記載されており、⁽²⁶⁾『撰陽奇観』の記事では加嶋屋、松安が共に打ちこわしの対象となったのは両者が米の買い占めを行ったためであるとされている一方で、⁽²⁶⁾『後鑑』内の報告では「米買メ之説者無之候」と加嶋・松安による米買占

め説を否定している。三井があえて風聞を否定する記述を残した、この点は着目すべき点である。松安庄右衛門は、御城米の払い下げを差配する御城米御用達を務めており、堂嶋米仲買株の内八十三株を拝借して貸付の差配を行っていた人物でもあったが、安永三年（一七七四）にはさらに三郷及び町続き在領の搗米屋駄売屋株の差配を願い出て許可されている。⁽²⁸⁾

松安が打ちこわしの対象となったのは米買占めが原因では無く、この搗米屋駄売屋株差配という立場を松安が得た事にあるのではないかという推測は岡本良一氏が行ってきたが、この『後鑑』報告における搗米屋株料に対する言及、米買占めの否定といった記述は、岡本氏の説を裏付け、米買占め↓米価高騰↓打ちこわしという打ちこわし発生理由のある種一面的な見方を覆すものであるとも言える。

『後鑑』二月十三日の報告では、加嶋・松安に対する張札の存在が報告されている。内容としては、両名に対し、以後普請を行ったら「いついつ迄も潰シニ可參」などと書かれた張札が所々に張られていたというものである。これには打ちこわしが一回で終わるものではなく、状況によっては何度でも実行してやろうという民衆側の思惑が見え隠れしている。「普請を許さない」という具体的な意図が記されているのも特徴だ。

また同日内の報告で、加嶋屋・松安の他に、「重立候米掛り之商人」や銭屋、両替屋、廻船方御用達を務めていた苦屋久兵衛⁽³⁰⁾も、打ちこわしの目標とされていた事が判明する。⁽³¹⁾しかしこれらに対してはあくまで「風聞」で終了し、実際の打ちこわしには発展しなかった。

天明三年の大坂打ちこわしが発生した背景としては、その対象となった商人達の立場から考察を行い、新規株料徴収による米小売価格高騰と、株仲間化による小売独占化の弊害が打ちこわし対象の要因になったと述べる岡本良一氏の説⁽³²⁾や、大坂の銭相場自体が低落していたことが三年の米価高騰と相まって、銭を主に使用する都市下層民衆に大きな影響

を与え、明和五年（一七六八）からの田沼期貨幣政策も関連して、貨幣政策に対する民衆の憤怒が存在していたことが打ちこわしの発生理由となったのだと述べている中井信彦氏の説で指摘が行われている。³³天明三年大坂打ちこわしの意義に関しては、前述の先行研究を踏まえて、米価高騰と銭相場低落という二つの視点からさらに分析を進めていくことが必要と言えらるだろうが、今回は明言を避けたい。

三井両替店史料を中心に分析した結果判明したのは、天明三年大坂の打ちこわしにおいては打ちこわしの風聞こそ複数存在しており、約半月に渡って張紙がなされるなど緊迫した動静こそ続いていたものの、実際に被害が確認できるのは加嶋屋久右衛門の事例のみである。

また、打ちこわしを行った民衆の状況が差し迫ったものであれば、被害にあった加嶋屋や、被害を目の当たりにしている三井両替店自体が自身への防衛策として施行を実施していても何らおかしくないが、三年時にはそういった記述は加嶋屋側にも、三井両替店側の記録にも認められない。現時点での分析の上では、天明三年は大坂という都市において、米価高騰・打ちこわしといった問題こそ発生していたものの、施行は必要とされなかった時期であったと結論付けてい

2 天明七年時の状況

天明七年（一七八七）五月に起きた大坂打ちこわしに関しては、前述の三井大坂両替店の史料である『日記録』の記録が残る一方、『日記録』五月十日条に「其外委細儀者聞書帳に留置」と記されているように、『聞書』内にも詳細な記録を残している。具体的には、『日記録』には五月十一日から六月十一日までの一か月の記事内に、大坂・江戸打ちこわしとそれに伴う施行関係の記録が、³⁴『聞書』には天明七年五月十二日に大坂両替店から京都・江戸両替店あてに出さ

れた報告、五月十二日、十三日の聞書、京・江戸の動静や大坂での施行についての書留が記録されている。『日記録』『聞書』の記事内には打ちこわしの展開過程、全体像を把握する上での諸事情などが含まれており、この二つの史料を分析する事で天明七年大坂打ちこわしの実態を詳細に検討することが可能となるだろう。

まず、天明七年大坂打ちこわしの展開過程についてであるが、打ちこわしの発端となったのは五月十一日、天満伊勢町（天神裏門橋西詰北へ入）の米質商売・造酒屋茶屋吉右衛門宅が、「米買置、此節米高直二付、過分利得」を得たとの理由で打ちこわされた事例である。この事例は『大阪市史』³⁶『大阪府史』³⁷『新修大坂市史』³⁸でも天明七年大坂での最初の打ちこわしとされており、茶屋吉衛門宅の事例をその発端とする点は問題ないと思われる。同日夜、天明三年の時と同様、天満舟大工町の松安庄右衛門宅が打ちこわしの目標となったが、与力同心衆の警固で難を逃れている。また同夜中に、安治部河の搗米屋六、七軒が打ちこわされる事態に至った。以上が『聞書』『日記録』から読み取れる五月十一日の動向であり、打ちこわしの展開としては、天満伊勢町や安治川新地といった三郷内の周縁地域において訴願や打ちこわしの動向が展開し、この動きが十二日の三郷全域における打ちこわしの前提となっていた事が分かる。

十二日に入り、打ちこわしの目標・対象は大坂三郷内に移動していく。十二日朝からの打ちこわしでは『日記録』で確認できるだけでも、以下の商人が打ちこわしにあった。⁴⁰

西横堀淡路町角	米商売	伊勢屋宗助
呉服橋東へ入	搗米屋	ふしや七兵衛
四軒町	両替	平野屋仁兵衛
塩町三休橋東へ入	古手商売	小橋屋喜兵衛
〃	〃	小橋屋本家

ク 小橋屋別家二軒

幸橋筋北へ入 木薬屋

土佐屋新七

戎町 米問屋

食治郎左衛門店

大黒町 米問屋

三田屋太右衛門

瓶橋西へ入 米問屋

志布志屋弥三郎

『日記録』の事例だけ確認してみてもほぼ大坂三郷全域に打ちこわしが展開しており、食治郎左衛門・三田屋太右衛門・志布志屋弥三郎については、「米買持居候」つまり米買占めを行っていた事が打ちこわしの理由とされたと書かれている。平野屋仁兵衛、小橋屋や米屋平右衛門、土佐屋新七らは米穀関係以外の商家であるものの、平野屋に関しては、別家手代平野屋嘉右衛門が「浜方引請両替」を行い、米穀売買金融に関与していたために、打ちこわしの目標とされた事が分かる。もちろん『日記録』に記された打ちこわし被害者は全体のごく一部に過ぎず、『聞書』でも「其外所々米屋之内打ちこわし候所も在之候由ニ御座候得共、委細者相知かたく候」とあり、後に見る『永禄』内『天明丁未年五月施行記』でも「翌十二日者諸方米屋其外数十ヶ所打崩し」とされていることから、実際にどれだけの家が打ちこわされたのか、正確な数字を把握することはおそらく三井側でも困難だったであろう事がわかり、史料的には詳細分析は困難である事を言及しておく。

五月十二日の昼以降は米屋・搗米屋に対する押買行動が一般的に展開するようになる。『聞書』には「今昼前迄者前書之通所々打潰シ申候而已ニ御座候処、昼頃今都而米屋之分へ大勢罷越、五十銭百銭を出し米五六升或壺二斗も押買いたし」と記されており、十二日昼までは打ちこわしが起きていたが、以後は米屋に対しての押買行動が展開するようになったことが判明する。

押買の実態としては、「米屋ニ而百錢ニ貳升三升宛理不尽ニ買取、売不申時者打ちこほち可申なと罵り」と記録され、それに伴って出された町触では、十二日に「米屋共店へ罷越、時之相場ニも不引当之償ニて買請可申旨、理不尽之儀を申、米不売渡候へハ狼藉ニおよび候趣ニ相聞得、押買之仕方不届」であるとして、十三日には「昨日搗米屋方江多人数押寄、少分之価を以押而米買取、不承知之者ハ多分家宅打損、不届之至ニ候」と書き記し、民衆の押買行為を禁止している。⁽⁴²⁾

十二日昼以降の押買行動から分かるのは、押買とは打ちこわしと連動して行われる行為で、打ちこわしは米屋の安売りを強要する事を目的とした行動であったという点である。米の安売りという目的を民衆側が果たしたことで、打ちこわしの動き自体は十二日から十三日にかけて急速に収束していった。

打ちこわし発生の動きと前後して、五月十二日の夜、「困窮人之有無一町限今晚中ニも相糺、実々貯米等無之買方差支候もの者町内分手当致遣、此上騒立不申様取斗可申事」との町触が町奉行所より出され、翌十三日早朝に抱屋敷が所在する町々にも触が廻った。⁽⁴³⁾ この町触を契機として、『日記録』で確認できるだけでも江戸堀二丁目・麴町・江戸堀一丁目・梶木町・高麗橋三丁目・堂嶋一丁目・四郎兵衛町・斉藤町・玉水町で話し合いがもたれ、十三日中に各町の抱屋敷の家守や丁代が各町の対応について大坂両替店に対し報告を行っている。⁽⁴⁴⁾ 以下にその報告内容をまとめておく。

「江戸堀二丁目」五月十三日、家守金房孫一の報告が入る。町で米を買い、「実々困窮之者」へ人別にに応じて米一升・代錢百文の値で売り、購入金と売代金の損銀については町中軒役で割り付け負担することに決定した。

「麴町」町で米を買い、困窮者へ米一升・代錢は相場で売り、損銀については町中軒役で割り付け負担することが決定。

「江戸堀二丁目」五月十三日、家守中嶋屋太助の報告が入る。町で米を買い、困窮者へ米一升、代銀は一匁二分の

値で売り、損銀は町中軒役で割り付け負担。

〔梶木町〕五月十三日、家守辻井助右衛門の報告が入る。家持は忝役につき一日白米二升ずつを持ち寄り積み立てて、その米を一升・代錢百二十文で売り、後日代錢を家持に割り戻すことを決定した。辻井助右衛門も忝役分の白米を会所に出さなければならぬが、貯えが無いため大坂両替店に支給を求め、両替店は十三・十四日分として米四升を渡した。

〔高麗橋三丁目〕五月十三日、大坂両替店家方役山中半兵衛が町内の相談に参加した。⁴⁵ 町内に格別の困窮者はいないが、忝軒役につき白米二升ずつを会所に集め積み立てておくことが決定した。万一困窮者が出た場合は、家主が糺した上で申し出て、「近辺格合い」の値で売り渡すことになった。

〔堂嶋一丁目〕五月十三日、家守長浜屋小兵衛の報告があり、町内に格別の困窮者はいないが、町中一統で相談し、新発田米一石を買い白米に搗いて貯えを用意しておくこと。困窮者が出た場合には近辺と同様の値で売り渡し、購入金と売代金の差額は後日役数に割り付け負担することを決定した。

〔四郎兵衛町〕四郎兵衛町は、町全てが大坂両替店の抱屋敷である「一町一屋敷」であるため、五月十三日に丁代吉兵衛が大坂両替店に要求に来た。裏借屋中に二十から三十軒の困窮者がいるので、津軽米を白米にして一升・代錢十文位の値で売り渡し、費用は後日大坂両替店より支出してほしいとのことだったので、両替店は了解し、十四日・十五日に町内借屋へ手当米を売り渡した。

〔齊藤町・玉水町〕近辺の江戸堀一丁目と同様の対応をすることを決定した。

五月十六日には「身元宜者」による施行を奨励する町触が出され、さらに十八日には惣会所からも施行を行うので身元宜者や町々から惣会所へ金銭を差し出す事を奨励する町触が出された。翌十九日には惣会所からの施行実施のため困

窮者書き上げが町々に命じられている。そして二十二日に、惣会所から困窮人竈一軒につき錢百文ずつの割合で各町年寄・丁代へ施行錢が渡された⁽⁴⁶⁾。しかし予想以上の困窮者人数であったため施行錢が「御割方甚少分」となってしまったので、今度は極々困窮者を対象として施行を実施するために、その人別書き上げを二十五日までに行行するようにと町々に命じられている⁽⁴⁷⁾。そして五月二十八日に極々困窮者を対象として惣会所施行が実施され、竈一軒につき百文・人別一人に付き一四八文ずつを割当として再び施行が実施された⁽⁴⁸⁾。この惣会所による二度の施行において、大坂両替店抱屋敷の居住者がどの程度対象となっていたのかは、現在分析した限りでは不明である。唯一確認できるのは『永禄』内の『天明丁未年五月施行記』（以下施行記と記載する）に記された齊藤町の抱屋敷の事例で、町から惣会所へ差し出した施行錢を軒役割で負担した事が確認できるのみである⁽⁴⁹⁾。

十三日からの抱屋敷の所在する各町への施行及び十八日以降の惣会所施行とは別に、大坂両替店は独自に抱屋敷借家に対して施行を行っている。町々の施行と、「身元宜者」の施行の外、「借屋有之者」、つまり町屋敷経営を行っている者の借屋への施行が大坂三郷中で実施されている動向を踏まえて、大坂両替店でも「統治抱屋敷借屋之内困窮者之者」へ施行を実施する事が決定し、二十八日に各抱屋敷家守を呼び寄せて、書付でその旨を伝えたとする⁽⁵⁰⁾。書付（『口上之覚』）に記された施行の支給方法は、家別（軒別）で金錢を割合と不平等が生じるため、人別を基準とし、一人前錢二百文を原則とすること、また必ず支給するというのではなく、借屋から希望が出た場合に限り家守の判断で錢二百文を基準として「勝手次第」に施す様に、と指示したものであった⁽⁵¹⁾。しかし、この書付が渡された同日、家守達から異論が出た事でこの方法は変更されることになる。家守達の言い分は、一人別錢二百文という支給方法は「御尤」だが、他家による借家施行では軒別の方法が多く取られているので、軒別の方が「借家中之請」が良いという意見が出されたのである。この意見を受けて、大坂両替店は方法を変更、軒別で錢千文を基準とする支給方法を新しい指針

として決定した。

支給方法の決定後、二十九日から「追々借家中へ」施行が開始された。六月二日には梶木町抱屋敷借屋中の惣名代として河内屋喜兵衛という借屋人が施行の御礼挨拶として両替店に来店しており、六月六日には「惣借屋中江者先日、追々施行いたし相済申候」との記述が見られることから、六月の初めごろまで、つまり施行開始から数日のうちに、抱屋敷借屋への施行はほぼ完了したものと考えられる。

以上、天明七年大坂打ちこわしの展開とそれに伴う施行内容を、三井両替店の史料を用いて分析してきた。第一節で分析した天明三年時との最大の違いは、三井側に残る細かな施行の実施記録であろう。天明三年は打ちこわしの状況を客観的に見分した記録のみにとどめ、自身の施行記録などは残されていないのに対し、天明七年時に至っては『天明丁未年五月施行記』と別途に記録を残し、実際の施行に関しても惣会所による町々への施行と、自身の抱屋敷に対する個別の施行という二形態で実施している。施行を実施することが三井に求められた最大の理由は、やはり打ちこわしの規模が影響していると言っている。天明三年時では目立った被害を受けたのが加嶋屋久右衛門の例のみだったのに対し、七年時は打ちこわし期間こそ約二日間で収束したものの、三井側も正確に把握できない件数の打ちこわしが発生した。『施行記』内では抱屋敷借屋に対する施行について、時節柄出費が高み、「町々割」もあり、その上で「別段」に施行を行うのは「億劫」だが、「此方借屋之内ニも彼は取沙汰」する動向があるので「不得止事」と施行を実施したとの記述も見ることができ、借屋への施行は積極的な仁心に基づいて行ったと言うよりは、周囲の状況と借屋要求に押されてやむを得ず実施したのだという三井側の本音を伺い知ること⁵⁴⁾もできる。

三井側の史料を分析すると当然出てくるもう一つの疑問点が、三井と同じ様な他の商家による施行の存在である。都市での打ちこわしという特殊性と実際の打ちこわし件数から、三井以外にもある程度高額な施行を実施した商家がいる

であろう、と推測するのは自然な流れであり、施行を実施したのなら商家側に記録が残されているはずである。しかし、この天明七年において、商家による施行の記録というものは意外な程に見つからない。

分かりやすい事例が、和泉屋（住友）の事例だ。銅工業と、江戸及び大坂の貨幣鑄造等も行っていた大商人である和泉屋は自身の業務記録として『年々所用留』を残している⁵⁵。それによると、天明以前、享保期、文化期には様々な事情で住友は施行を実施しており⁵⁶、享保十八年正月の「抱屋敷借屋人等へ施行」の事例では、詳細にその金額も記されている⁵⁷。また詳細は後述するが、和泉屋は享保期における民間施行記録である『仁風一覽』においても、高額出資者としてその名を記されているのである。『年々所用留』は今回天明期比較対象時期としている天保期の記事がまだ刊行されていないため、天明期以前での状況しか伺い知る事が出来ないが、仮に天明期も和泉屋（住友）が施行を実施していたのならば記録を残さない理由が無く、つまり和泉屋（住友）は天明七年時において施行自体を行っていない可能性が高い。天明七年は三井両替店における史料によって三井における施行の動きをかなり詳細に知る事が出来るためか、先行研究においても史料状況に偏りは見られるものの、まとまった施行記録が存在した時期として分析がなされている事は冒頭で述べた。しかし天明三年時に施行記録が無い点、七年時における住友の施行無記録の点も含め、実は天明期は「施行記録の空白期」なのではないか、という推論が浮上してくる。そしてその裏付けになりうる材料が、本論文でもう一つの大きな比較史料と考えている『仁風一覽』『仁風便覽』である。両史料はどの様な存在であったのだろうか。

第三章 享保・天保期との比較

天明期の特徴を、前章では天明三年・七年という時期、大坂という地域に絞って分析する事で考察していったが、さ

らに天明期特徴の分析を進めるために必要なのが、他時期との比較である。天明期に比較して同じ様に飢饉が発生し、並行して米価・物価高騰の被害が甚大だった時期として、一般的に享保期、天保期の存在が挙げられる。享保期は享保十七年（一七三二）の冷夏と蝗害によって九十六万九千九百人もの餓死者が出たとされる時期であり、享保十八年（一七三三）正月には、江戸で発生した最初の打ちこわしとされる高間騒動が起きた時期である。また天保期は、天保四年（一八三三）から始まった洪水・冷害といった異常気象が原因となつて、天保十年（一八三九）ごろまで慢性的な飢饉状態が続き、この状況は天保七年六月に甲斐国で起きた「天保騒動」や、天保八年二月に大坂で起きた大塩平八郎の乱を引き起こした要因となつた。

安易に飢饉や打ちこわしに至る状況からその規模が同程度であると定義するのは避けなければならないことであるが、本論では飢饉と、それに伴う都市での打ちこわしが発生したという点から、天明期の比較時期として享保・天保期を設定した。また比較を行う上で、享保・天保期には存在し、天明期には存在しない「仁風本」の存在に着目し、分析を行うことで天明期の特徴について施行記録の有無といった点を別視点から考察していく。

1 『仁風一覽』『仁風便覽』の分析

『仁風一覽』は享保二十年（一七五三）五月、大坂本屋仲間の手によって出版された。享保十八年時は、蝗害によって大規模な飢饉が発生していた時期であり、その際に飢人に對して施行を実施した人名一覽を記した史料である。上巻は京都・大坂・奈良・堺・伏見の各奉行支配地、下巻は長崎ほか、西国・中国・四国・畿内幕領地の施行者が記録されている。記載されている地域が全て幕領である事から、幕府の意向が強く働いた上で、幕領での施行行為が盛んに行われていることを知らしめるために発行された本である事が伺える。

『仁風一覽』の詳細分析については北原系子氏の研究が詳しいが、それによると『仁風一覽』における全記載総員数は上・下巻を合わせて三万七千二百九十人に及び、その内京都・大坂の施行人数は一万八千九百五人、全体の約五〇％を占めるのだという。⁽⁵⁹⁾ その内、特に高額（百両以上）の出資者が六名存在し、内二名に至っては千両以上の施行を実施している点について言及している。この高額出資者の内、和泉屋吉右衛門（住友⁽⁶⁰⁾）・平野屋五兵衛・辰巳屋久右衛門は天保期にも施行を実施しており、辰巳屋に関しては天明期に千五百貫の施行を実施している。⁽⁶¹⁾ しかし他高額出資者に関しては天明期施行についての動向は不明であり、個人記録も見つかっていない。この点から、辰巳屋以外はそもそも天明期には施行を実施していない可能性が高い。

一方『仁風便覽』は天保四年時の飢饉に対して、五年時に大坂で施行を実施した人名一覽を記した本である。天保九年一月十二日に発売され、『仁風一覽』からの施行奨励の動きを受けて、幕府老中・大坂城代許可の元出版が行われた。（この点に関しては、第二節で改めて述べる）。

主だった特徴としては、『仁風一覽』に比べ町区切りでの施行出資者が増え、出資者の中に本来なら施行対象の側であるはずの『借家中』の記述が見られる点が挙げられる。これは享保期に比べ、店を構える様な比較的豊かな借家層も天保期には存在する様になり、借家層の経済レベルが変化した事が理由として考えられるだろう。

また個人出資者の項では、享保期に高額出資を行った者の名を再び確認する事ができる。和泉屋吉左衛門は錢千貫文、平野屋は錢三百貫、辰巳屋は錢五五〇貫と、享保期ほどではないものの個人で出資を行っており、ここからも「天明期の施行空白」という点を指摘する事が可能である。また加嶋屋久右衛門など、天明打ちこわしの被害にあったことで、享保期には施行が確認できなかった商家が天保期には施行を実施するようになっていた点も判明する。これは施行という行為が、自身を再びの打ちこわしから身を守るための防衛策の一つであるという側面を示すものである裏付けだろう。

では、この『仁風便覧』は具体的にどのような背景が有った上で発行するに至った本であったのか。次節ではその詳細を見ていきたい。

2 『仁風便覧』発行の経緯

第1節で述べた『仁風一覽』に関しては史料の問題から、その発行に至った経緯の詳細に関しては不明な点が多いが、『仁風便覧』に関しては、大坂城代家老であった鷹見泉石の日記である『鷹見泉石日記』⁽⁶⁵⁾、大坂本屋仲間の出勤帳、開板記録等をまとめた史料『大坂本屋仲間記録』⁽⁶⁷⁾、この両史料にその発行経緯に至った過程と、発売までの動きが記載されており、かなり詳細な分析を行う事が可能である。そこで本節では幕府側の人間である鷹見と町人側の組織である大坂本屋仲間、この両視点から『仁風便覧』の発行経緯を分析する事で、天保期に「仁風本」を発行する上でどのような幕府側の意図が有ったのかについて探っていく。また本節は、前述した自稿「天保期大坂における施行とその背景―『仁風便覧』版行経緯からの分析―」を基にしたものであることをお断りしておく。

まず大坂城代家老であった鷹見泉石側から動きを見ていくと、初めて仁風一覽に関する記事が登場するのは天保七年(二七八七)十一月一日の事である。この日の記事に「仁風一覽拜見」⁽⁶⁸⁾の記述が見られ、鷹見が『仁風一覽』に目を通す機会があった事が分かる。その背景は不明だが、この時期は天明四年時以来の飢饉が発生しており、大坂でも早急な対応が必要な状況であった事は間違いない⁽⁶⁹⁾、そのため享保期の施行対策の一つである『仁風一覽』に目を通す必要が生まれたのではないかと推測できる。鷹見自身が朱子学を学んでおり、仁政の一環である施行という行為に元々積極的な意志を持っていたという理由も考えられるだろう。

『仁風一覽』を読んだ鷹見は、同年十二月の八日に至って、摂津代官である根元善右衛門の希望もあり、『仁風一覽』

を根元に進上するに至る。⁽²⁰⁾ この行動は『仁風一覽』に準じた施行記録を発行したい鷹見側の意向を伝えるためであったと考えられ、翌九日には再び根元へ挨拶をした上で、『牧民告解』二冊を進上している。⁽²¹⁾ これを受けて十二月二十一日、「仁風本」発行の件について「可然儀ニ付早々御沙汰有之候様被仰聞」と根元から言われたので、大坂城代にも「仁風本」発行希望の意向が伝わり、「能心付之由、御賞之旨申候」と仁風本版行について肯定的な意見が出るに至った。そこで、「江戸被仰上之儀等」を上申したところ、大坂城代から「御案調候様御沙汰」が下るといふ事態に発展する。⁽²²⁾ この時点で、それまで大坂内のみでの動きだったものが幕府に提案された。それを受けた鷹見は、翌日には「御進達案」を調べて城代に見せ、さらにその翌日には「仁風一覽の御進達、少直り御直書にて加賀守様（老中大久保忠実）へ御内慮伺出候由」事態となった。⁽²³⁾

以上が鷹見側からの『仁風便覽』発行への経緯だが、まとめると、鷹見が享保期の史料である『仁風一覽』を読み新しい「仁風本」の発行を思い立ち、それに幕府代官の根元の賛同があった上で大坂城代・幕府老中へ御進達案を献上し、発行実施への道筋を立てたという経緯である。鷹見の発案から幕府へ意向が提案されるまでは極めて短期で行われており、この時期、幕府側も「仁風本」の発行、施行対策の実施については積極的であり、対応を差し迫られる状況であったのだろう。

幕府側の意向を受け、実際に版行の作業を行った大坂本屋仲間、つまり町人側ではどのような経緯があったのだろうか。それを分析するため前述の自稿では経緯表を作成し、主だった記述の分析を行った。⁽²⁴⁾ 今回はその分析を参考とした上で要約したものである。

『大坂本屋仲間記録』出勤帳において初めて「仁風」の記述が見られる記事が確認できるのは、天保四年十一月二十五日の条である。秋田屋良助という本屋が、享保期に開板した『仁風一覽』の様に施行を行っている人々の名を記した

本を開板したいと願い出した、という内容であり、それに対して本屋仲間は、奉行所に御覧いをした上で返答すると回答した。⁽⁷⁶⁾ また、十一月二十九日条では、秋田屋源兵衛という人物も、「ほどこし日記」と題した施行記録の一枚摺りを発行していた。⁽⁷⁷⁾

つまり天明四年の時点で飢饉に対する施行は実施されており、本屋個人が施行関係の本の版行を行おうとする町人側の動きが早々に存在していた。しかし天明四年時に関しては本屋仲間内で自主規制の形が取られ、発行した本に関しては差し戻し、版型を本屋から回収するなどの対応があり、秋田屋良助の例である記録書開板の願い出しについても、最終的に惣年寄衆にも意見が届くことは無く、本屋仲間の内での開板禁止の指示が出されている。⁽⁷⁸⁾

その後、仁風に関する記載はしばらく途絶え、本屋側からの出版の動きも見られない時期が続くが、天明八年三月十五日に至って、南組惣年寄永瀬七郎右衛門、北組惣年寄安井久兵衛兩人立合いの元、「仁風一覽」にならった記録書の版行が正式に許可される。以下が記事の全文である。

三月十五日夜、当会所々将ギ嶋々、行司不残十六日五つ時
 罷出候様御差紙到来ニ付、則十六日五つ時分役中罷出候処、
 永瀬様・安井様御兩人御立合ニ而仰被聞候一条、近来米穀
 高直ニ付難洪人之者多分有之、御上之御仁恵ヲ以御救米追々
 被為下置、尚又町人共々追々施行致候者有之、去巳年以來、
 江戸表分御褒美尚又御褒詞被為下置候分、去享保十九年ニ
 仁風一覽御官刻ニ御彫刻被為遊候段、本屋仲間江戸被為御
 付候、右之趣準し板行彫刻仕度義、本屋仲間分奉願上度申

出候様、仲間中相談之上願書惣年寄迄差出し候様仰被付候

二付、仲間中相談之上願書差出し可申上候様御答申上、引

取候事

但し施行人別書御下書御下ケ被成下候義申上候処、尤之義

故其段取斗可致様仰被聞候事⁽⁸¹⁾

この前年である天保七年、鷹見を中心とした幕府側の「仁風本」版行の意向が進んでおり、北組・南組の惣年寄を立ち会わせている事からも大坂奉行所及び幕府側の意向で大坂本屋仲間に行わせようとしたのだということは明白である。ここでの留意点は、版行を命じながら建前上はあくまで本屋仲間側から享保の事例に従って自主的に開版の申請をしたという形を取る様に命じられている点である。ここには「民間による施行とその記録」という体裁を取っていたがっている幕府の意図が感じられる。幕府側が飢饉時における施行という政策をどういった形で推し進めたがっていたのか。それを端的に示す事例の一つがこの記述だというのが自論である。

三月十七日、大坂本屋仲間での惣寄合の上で、『仁風一覽』に準じた「仁風本」の版行彫刻を行う事が決定し、本屋仲間からの自主的な形で開版許可の願い出しが惣年寄に対して行われた。⁽⁸²⁾三月の間は、本屋仲間の仕事は「仁風本」下書に関する確認と訂正に費やされており、その回数は実に十回にも及ぶ。⁽⁸³⁾

天保八年五月一日から三日にかけて、素人板（大坂本屋仲間には所屬しない本屋）による施行鑑一枚が販売されているという問題が浮上し、その販売に仲間内の者である綿屋喜兵衛が関わっていた事から、詮議が行われ、販売の停止と板木の回収という対応が取られるに至った。⁽⁸⁴⁾天明四年時にも、本屋による施行記録の販売が差し止められる事例が確認できたが、天保八年に至り幕府側から「仁風本」版行の意向が示された段階となっても、あくまで許可をされているのは幕

府の指示の元にまとめられた施行記録であり、民間による本当の意味での自主的な施行記録は認められていなかった。

五月～六月月上旬にかけて読み合わせ、書入れ作業が繰り返し行われ、六月七日には願本が仕立てられて南組惣年寄安井に提出され、その後も更に細かい訂正が何度か行われた。この時期は版行における詳細な訂正期であり、「仁風本」での記録には正確性が求められており、また民間施行者としてどの人物の名を記録するのにかについてもおそらく詮議が行われる必要があったのだらう。⁽⁸⁵⁾ 六月七日には初めて「仁風本」に対して「仁風便覧」という名が記述がされるようになり、この時期題名が決定したのだと考えられる。⁽⁸⁶⁾

幾度も訂正作業を繰り返したうえで、最終的には天保八年八月二十三日に彫刻御免の許可が下りたため、板木彫刻が進められ、十一月五日に板木が刷揃った。⁽⁸⁷⁾ そして十二月二十五日、『仁風便覧』は完成するに至る。⁽⁸⁸⁾ その完成を受けて翌年一月二十二日に、大坂を対象に一冊銀六匁の値で「仁風便覧」の売り出すとの触れが発布された。

御触出し書付之写

近年米価高直二付、貧窮飢人之救合之義、此度本屋共令板行

候書物仁風便覧壹部壹冊二付、代銀六匁宛本屋共かり売り出

し候由、届候もの共買取候様三郷町中可触知候、以上⁽⁸⁹⁾

この触を見る上で、「一冊銀六匁」という値段の高さ、「買取候様三郷町中可触知候」との記述に着目したい。⁽⁹⁰⁾ 『仁風便覧』はある種の強制的な発売と、確実に一定数を出回らせ民衆による施行の実態を広く認知させたいという幕府側の意図が見られ、施行、またその施行記録共に「民間側による自主的な行動」という形をあくまで表面的には取らせたい幕府の意向は、『仁風便覧』の開板許可願いの時と同様、その発売に至るまで、一貫して通されていた事がここからも分かるのである。

おわりに

以上三章に渡って、天明年間の打ちこわしと施行状況の実態と特異性を享保・天保期という比較時期と設定し、「仁風本」という史料の存在に着目することで先行研究とは異なった視点での検討を目的として論を進めてきた。

第一章では天明三年・七年時の打ちこわし件数を数値化することで、「打ちこわしの多発した時期」であるとされる天明期の実際の発生状況や件数の偏りに見える背景について触れた。数値というある種公正な基準で各時期の分析を進めることができた反面、青森の事例から分かるように、同じ打ちこわしでもその背景は全て異なっており、地方・都市でもその性格に違いがあることから、一概に全ての事例を「天明打ちこわし」という概念でくくることは避けなければならない。

第二章では三井文庫所蔵史料を中心に大坂打ちこわしの詳細について分析を行ったが、天明七年時の『日記録』『聞書』『天明丁未年五月施行記』からは三井両替店の惣会所経緯・個別経緯の二形態による施行体制が確認できる一方で、まとまった商人記録が残されているのは三井のみであり、享保期には施行をした和泉屋（住友）の記録は天明期に存在せず、さらに『仁風一覽』の分析を進めると、享保・天保期には施行を行っているのにその間の天明期には記録が残っていない、複数の商人の存在を確認する事ができた。この点は天明期に商人の施行記録が無いのが、享保・天保期に比べると元々施行をそこまで必要としない時期であったのではないかという本論における仮説の一つに、若干ではあるが裏付けを持たせる形となった。

「仁風本」が天明期に存在しない点に関して、施行の有無という単純な問題と、あえて幕府側が施行記録を公的に残す必要が無いと認識していたのではという二つの可能性が挙げられる。享保期に『仁風一覽』が版行された背景には、

飢饉による多数の餓死者の存在、初めての江戸での打ちこわしという事態が深く関係していた。米価・物価高騰というある種幕府の政策失態から発生したこの事態に対し、幕府側は自身を中心になって統治する幕領において、施行という民間に直接還元される対応策を取ったのだと民衆側に知らしめる必要があった。『仁風一覽』という初の民間施行記録は、そんな幕府の差し迫った状況が背景にあった事は明らかである。天保期の『仁風便覧』に関しては、この時期に松平定信の改革による社倉制度が既に完成していた事もあり、民衆の困窮自体は存在していたものの三大都市で餓死者が出る様な事態には発展しておらず、それどころか天明期の様なまとまった打ちこわしすらも発生していない。版行に前後して、大坂で大塩平八郎の乱という幕府にとって極めて重大な事件が発生してはいたものの、規模としては短期間で収束し、享保期と比較すると民衆の群発的な打ちこわしを防いだという点である意味幕府の飢饉時対策は格段に改善していた。天保期に幾度の校正を経て『仁風便覧』を発行したのには、前述の通り民間の施行意識を高めるのと同時に、幕府側の対応が円滑であった事を民衆に広く知らしめるプロパガンダ的役割があったと考えられる。町触れによる本屋への買い取り指示などはそれを裏付けるものであった。

では、天明期はどうか。天明期は田沼から松平にその政権が移り替わり、大きな政治転換期であったともいえ、天明七年時は丁度その空白期間でもあった。その後の松平の田沼政策期への批判や反する様な対応の数々を考えると、松平政権の元「仁風本」を発行することで新政権を肯定的に見せ、前政権である田沼政策の否定に持つていくことも可能だったのではないかと考えるが、結局発行はされなかった。これには現時点でいくつかの推論を立てる事ができる。第一に、商人達を中心とした施行が決して多くは無く記録としてまとめるに及ばなかったと言う点。第二に、第一章で触れた天明七年秋の豊作による事態の早期収拾により、施行奨励も含める「仁風本」の版行が必要なくなったのではないかという点。そして第三に、そもそも江戸・大坂・京都という三大都市でこれだけの規模の打ちこわしを発生させて

しまったという事自体がすでに幕府にとっては大きな失策であり、その失策の裏付けともなりうる施行記録をまとめる事自体が憚られたのではないかという点である。天明期は幕府の飢饉対策成熟度において、丁度最後の失敗時期であったと考えられるのではないだろうか。

これら複数の推論は、天明期の打ちこわし、施行に関する特異性ともいえる、規模に対しての施行記録の少なさという最初の問題提起に対しての考察要因である。しかし偶然史料が残っていないとする文献消失における可能性や、三井史料からもその詳細な施行規模は判明しえない部分があることから、天明期施行の規模、記録の実態、特色をより詳細に図るには、惣町や寺社仏閣による枠組み、施行額の分析が必要であり、他時期との比較という点においても、民間施行記録からの視点だけではなく、同様の広範囲における施行の分析が求められる。本論文推論の裏付けを強めるためにも、これらの分析及び史料発掘は今後の研究の課題の一つとしたい。

注

- (1) 正確な発生日時は七月六日。降灰による被害が甚大で、死者数は二万人余りとなった。(『徳川実紀』より)
- (2) 竹内誠「寛政改革」(『岩波講座日本歴史一二 近世四』岩波書店 一九七六年)。
- (3) 山田忠雄「都市騷擾」(『階級闘争の歴史と理論』青木書店 一九八一年)。
- (4) 吉田伸之「近世巨大都市の社会構造」(東京大学出版会 一九九一年)。
- (5) 北原系子「「享保」飢饉と町方施行―「仁風」一覽の社会史的意義」(『日本史研究』二二二八号 一九八一年)。

- (6) 岩田浩太郎「都市打ちこわしの倫理構造―日本近世の都市食料蜂起について―」（『歴史学研究』五四七号 一九八五年）。
- (7) 以下、「仁風」の名の付いた史料を、概要を示すものとして「仁風本」と本論文では記す。
- (8) 小林文広「仁風の思想―近世後期京都の救済と町―」（『人民の歴史学』第一九三号 二〇二二年）。
- (9) 三井文庫所蔵史料である天明七年「天明丁末年五月施行期」のような、施行に関する事のみをまとめた記録書が生まれたのは、この天明七年の施行を契機としてである。
- (10) 文献中に騒擾の経過として家や物の破壊が記されていても「打ちこわし」「打毀し」「打潰し」の記載が無い例に関しては一―一件が認められたが、今回は打ちこわし件数から除外している。
- (11) 『百姓一揆史料集成』第五卷（青木虹二編 三一書房 一九七〇年）。
- 『百姓一揆史料集成』第六卷（前掲）を参照にして作成した。なお、以下本文で表としてまとめた史料に関しては、本文註の後ろにまとめて添付した。参照されたい。
- (12) 『百姓一揆史料集成』第五卷（前掲）を参照に作成。
- (13) 表四は草野正裕『近世の市場経済と地域差―物価史からの接近』、表五は越後屋呉服店『子遣目録』、表六は三井文庫所蔵史料『近世後期における主要物価の動態』内『従天明元丑年諸相場控』よりそれぞれ作成した。
- (14) 『百姓一揆史料集成』第五卷 四八九―四九一頁。
- (15) 『百姓一揆史料集成』第五卷 四九一頁。
- (16) 『百姓一揆史料集成』第五卷 四九一頁。
- (17) 『百姓一揆史料集成』第五卷 四九五頁。

(18) 『大坂市史』第一巻第四編に、「殊に天明六年は春来雨繁くして氣候順ならず、畿内、西国筋、九州邊洪水あり、七月
関東筋の大洪水は古今未曾有と称せらるる」

(19) 『百所一揆史料集成』第六巻より、以下の様に騷擾が普及した。

摂津・筑前・河内・和泉・紀伊・大和・伊予・肥後・武蔵・安芸・越前・近江・肥後・備後・駿河・下総・周防・肥前・常陸・甲斐・山城・長門・相模（※同地域で複数打ちこわしあり、日教経過順）。

(20) 『森山孝盛日記』（原題「自家年譜」三 国立公文書館内閣文庫）天明七年六月十七日条。

(21) 『日記録』（三井文庫所蔵史料 番号本四三三）二月一日条。

「一、今日八ツ時頃玉水町加嶋屋久右衛門居宅相潰シ候」

(22) 『聞書後鑑』（三井文庫所蔵史料 番号本三三八）。

(23) 加嶋屋の抱屋敷内に玉造辺の家内制綿工業が存在しており、そこからの不満が加嶋屋に向かったものと思われる。

(24) 『撰陽奇観』巻三十六の七（巻四 浪速叢書刊行会 一九七二年）三六九―三七〇頁。加嶋屋門前で子供が喧嘩を起こ

し、加嶋屋の垣が破損、加嶋屋使用人が子供を打ち叩いた事で見物人が増加し、群集が形成され、加嶋屋に磔を投げ込
みだし、最終的に打ちこわしに発展したという流れが記されている。

(25) 『聞書後鑑』（前掲）。

(26) 『撰陽奇観』巻三十六の七（前掲）三六九頁。

「玉水町加嶋屋久右衛門大工町松安庄右衛門右両人米買メ致候ニ付打潰候趣の張紙所々へ張廻し候」

(27) 『大阪編年史』第十一巻 二九七頁。

(28) 『大坂市史』第一巻（復刻版 清文同出版 一九六五年）一〇三〇―一〇三二頁。

- (29) 岡本良一「大都市の打毀しとその主体勢力―大阪の場合」(『日本史研究』十二号 一九五〇年)。
- (30) 苫屋は大坂への城米回漕を請け負うなど、米穀輸送に関わっていた事が標的となった理由だと考えられる。
- (31) 『開書後鑑』(前掲) 二月十三日条。
- (32) 岡本氏前掲論文。
- (33) 中井信彦『転換期幕藩制の研究』(嶋書房 一九七一年)。
- (34) 『日記録』(前掲 本四六)。天明七年『日記録』の最初には、「今未年夕改日之金錢米相庭并為替之景氣等此帳面へ相記、其外御屋敷方御勤向音物等何角此帳面へ不洩様委敷相記シ、万端此帳面ニ而事相分り候様可相記候事」と記されており、天明七年から『日記録』の記載方式が改められたことが分かる。
- (35) 『開書』(前掲 本一四四)。京・江戸での動静や大坂での施行についての書留に関しては正確な記載日は不明であり、同年六・七・十月の記事も含まれている。
- (36) 『日記録』(前掲 本四六) 五月十一日条。
- (37) 『大阪市史』第二卷(大阪市 一九一一年)。
- (38) 『大阪府史』第六卷・近世編Ⅱ(大阪府 一九八七年)。
- (39) 『新修大阪市史』第四卷・近世Ⅱ(大阪府史編纂所 一九九〇年)。
- (40) 『日記録』(前掲) 五月十二日条。
- (41) 『日記録』(前掲) 五月十二日条。
- (42) 『大阪編年史』第十二卷 三八三―三八四頁。
- (43) 『御触帳』(三井文庫所蔵史料 本二九八)。

- (44) 『日記録』(前掲) 五月十三日条。
- (45) 高麗橋三丁目が、大坂両替店のある町であるため。
- (46) 『御触帳』(前掲)。
- (47) 『日記録』(前掲) 五月二十二日条。
- (48) 『日記録』(前掲) 五月二十八日条。
- (49) 『永祿』内『天明丁未年五月施行記』(三井文庫所蔵史料 本二一八)。
- (50) 『日記録』(前掲) 五月二十八日条。
- (51) 『日記録』(前掲) 五月二十九日条。
- (52) 『日記録』(前掲) 六月二日条。
- (53) 『日記録』(前掲) 六月六日条。
- 「物借屋中」とあることから、実際の施行では困窮者を選別せず、全借屋を対象として実施されたのではないかと思われる。
- (54) 『永祿』内『天明丁未年五月施行記』(前掲)。
- (55) 『住友史料叢書 年々所用留』(住友史料館編 現在も刊行中)。
- (56) 『住友史料叢書 年々所用留』(前掲) 享保・文化期の施行記録は以下の通りである。
- 享保十八年正月～二月 抱屋敷借屋人等へ施行
- 享保十八年正月二十三日 河内山本新田百姓へ施行
- 享保十八年三月二十六日 町方施行に対する褒賞

享保二十年六月～七月 淀川洪水に付き村方施行

享和二年八月十九日・二十日 享保年中施行に対する褒美の先例調査

文化元年七月八日・九日 摂川洪水に施行の者へ褒美下賜

文化四年六月十一日 河内洪水につき施行

(57) 『住友史料叢書 年々所用留』(前掲) 第四卷上 八七―八九頁。

(58) 北原糸子「享保」飢饉と町方施行―『仁風一覽』の社会史的意義』(『日本史研究』二二二八号 一九八一年)。

(59) 北原氏前掲論文、一頁。

(60) 和泉屋吉右衛門：銅商として発展。鴻池屋善右衛門らと共に買米御用町人に幕命を取り次ぐ五名の内の一人。天保期の『仁風便覧』でも高額施行者として名が記されている。

(61) 平野屋五兵衛：和泉屋と同じ地位にいる商人。和泉屋と同じく『仁風便覧』で高額施行者として確認できる。

(62) 辰巳屋久左衛門：享保十六年に買米御用を命じられている。天保四年に錢五五〇貫を施行している(『大阪編年史』より)。

(63) 天明七年に錢千五百貫を施行している(『大坂市史』第三卷より) 辰巳屋個人による施行記録は存在せず。

(64) 『仁風一覽』の成立過程を若干ながら知りうる事ができるのは内閣文庫蔵『虫附損毛留書』十七分冊が史料として挙げられるが、詳細にその発行経緯が記されているとは言い難い。また発行は大坂本屋仲間によって行われているが、本屋仲間記録に関しては享保期の記録が現在しないため、本屋仲間側からの発行経緯を知ることは困難である。

(65) 天明五年(一七八五)～安政五年(一八五八)。天保二年(一八三一) 四十七歳の時、当時大坂城代に着任していた古賀藩三代当主、土井利位によって、古賀藩家老に登用されている。本論文の対象時期である天保七年から八年は、大坂

赴任時代である。

(66) 『鷹見泉石日記』(古河歴史博物館編 二〇〇二年〜二〇〇四年発行) 全八巻

(67) 『大坂本屋仲間記録』(大阪府立中之島図書館編 大阪書籍株式会社)

全十八巻が発行されており、各巻の内容は以下の通りである。

〈第一巻〉 出勤帳一 出勤帳第一番〜第十二番(明和元年正月〜寛政六年十一月)

〈第二巻〉 出勤帳二 出勤帳第十三番〜第二十七番(寛政六年十一月〜文化十年正月)

〈第三巻〉 出勤帳三 出勤帳第二十八番〜第三十九番(文化十年正月〜文政十一年八月)

〈第四巻〉 出勤帳四 出勤帳第四十番〜第五十三番(文政十一年〜天保十四年正月)

〈第五巻〉 出勤帳五 出勤帳第五十四番〜第六十二番(嘉永四年四月〜文久元年六月)

〈第六巻〉 出勤帳六 出勤帳第六十三番〜第七十四番(文久元年六月〜明治五年八月)

〈第七巻〉 出勤帳七 出勤帳第七十五番〜第八十九番(明治五年八月〜明治二十四年十二月)

〈第八巻〉 差定帳第一番〜第六番(元禄十一年〜文化五年五月) 勘定録(元禄十一年〜文化五年五月)

〈第九巻〉 裁配帳第一番〜第五番(宝永六年四月〜明治八年八月)

〈第十巻〉 諸記録集忘備録・偶奇仮名引節用集御公訴一件仮記録・仲間触出留 他

〈第十一巻〉 諸記録集(続)

〈第十二巻〉 板木総目録株帳一

〈第十三巻〉 板木総目録株帳二

〈第十四巻〉 新板願出印形帳一

〈第十五卷〉 新板願出印形帳二

〈第十六卷〉 開板御願書扣一

〈第十七卷〉 開板御願書扣二

〈第十八卷〉 開板御願書扣三

(68) 『鷹見泉石日記』 第三卷 (吉川弘文館 二〇〇二年) 一四六頁。

「仁風一覽拜見、元文元年付録一冊副」元文元年付録一冊の詳細については不明。

(69) 『鷹見泉石日記』 第三卷 (前掲) 一三四頁 十月廿八日条。

「当年夏以来不順之季候にて度々出水有之候。其上大風雨等にて稀成凶作有之候付、古河表、当表、御領分共、莫大之御損毛相成、双方正米、多分之御不足にて御家中渡飯料ニも引足不申候付、御不足之分、御家中払米は勿論之儀、別段御買入相成不申候ては引足申間敷有之候処、諸国一体凶作之趣にて米値段も殊之外高直有之」と、この時期の凶作とそれに伴う米価高騰について述べられている。

(70) 『鷹見泉石日記』 第三卷 (前掲) 一五八頁 十二月八日条。

「五過より根元様へ参。(中略) 仁風一覽御望之由ニ付夕方為持遣候。」

(71) 『鷹見泉石日記』 第三卷 (前掲) 一五九頁 十二月九日条。

「根元様へ昨日仁風一覽進上之御挨拶、牧民忠告解二冊為見遣。」

(72) 『鷹見泉石日記』 第三卷 (前掲) 一六四頁 十二月廿一日条。

(73) 『鷹見泉石日記』 第三卷 (前掲) 一六五頁 十二月廿二日条。

「仁風一覽之御進達御案調、(中略) 御前へ出、猶又申間持帰。」

- (74) 『鷹見泉石日記』第三卷（前掲）一六五頁 十二月廿三日条。
- (75) 鷺見敦子「天保期大坂における施行とその背景―『仁風便覧』版行経緯からの分析」（『史窓』第七十五号 二〇一七年）。以下経緯詳細に関しては拙稿掲載の経緯表を参照。
- (76) 『大坂本屋仲間記録』第四卷（前掲）二四二頁。
- (77) 前掲二四三頁。
- (78) 前掲二四四頁。
- (79) 前掲二四四頁。
- (80) 天保七年九月十六日項に関しては、米価高値についての戯作見立の販売についての記事という事で記載を行ったが、一連の「仁風本」関連の記事とは性格が異なるものであると考える。
- (81) 前掲三八八頁。
- (82) 前掲三八九頁。
- (83) 前掲三八九―三九一頁。
- (84) 前掲三九四―三九五頁。
- (85) 前掲三九五―四〇四頁。
- (86) 前掲四〇一頁。
- (87) 前掲四一九頁。
- (88) 前掲四二五頁。
- (89) 前掲四三二頁。

(90) 一冊銀六匁という代金を何故高価と評したのかに関しては、鷺見による前掲研究における記述を参照。

(91) 天保八年二月十九日、大坂町奉行与力大塩平八郎が同志二十数名らと謀つて起こした乱。大塩の乱の波及効果は非常に大きなものであり、この年と翌年に一揆・打ちこわしが地方で頻発している。

